

お知らせ

伊方発電所3号機「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の改訂に伴う耐震安全性評価結果報告書に係る追加評価の要請について

21.2.4

原子力安全対策推進監

(内線 2352)

2月2日付けで、四国電力(株)から、安全協定に基づき提出のあった標記報告書については、伊方原子力発電所環境安全管理委員会技術専門部会における委員の意見を一部反映していない点が見受けられるため、県としては、四国電力に対して、別添のとおり要請しました。

県としては、今後、技術専門部会において、国、四国電力(株)から審査結果や追加評価の結果等を含めて説明を受けるなど、伊方発電所の耐震安全性を確認することとしています。

20 環第 1202 号
平成 21 年 2 月 4 日

四国電力株式会社
原子力本部長 様

愛媛県県民環境部長

伊方発電所 3 号機『発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針』の
改訂に伴う耐震安全性評価結果報告書について(要請)

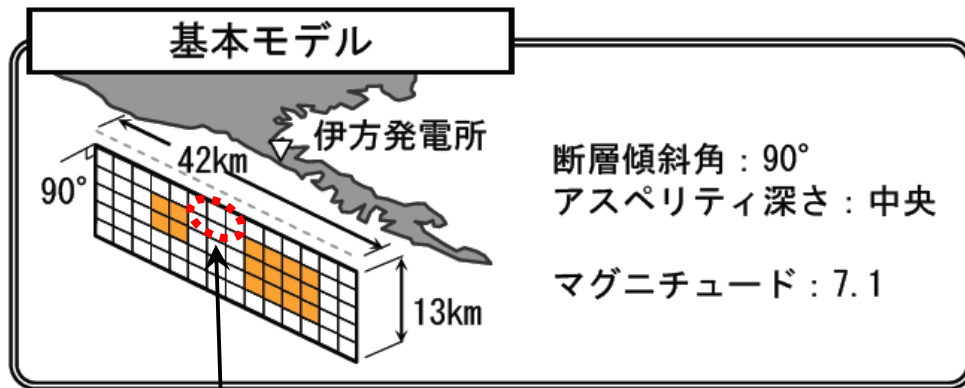
平成 21 年 2 月 2 日付けで貴社から提出のあった「伊方発電所 3 号機『発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針』の改訂に伴う耐震安全性評価結果報告書」については、伊方原子力発電所環境安全管理委員会技術専門部会における下記の意見が反映されていないので、速やかに検討、追加のうえ報告するよう要請します。

記

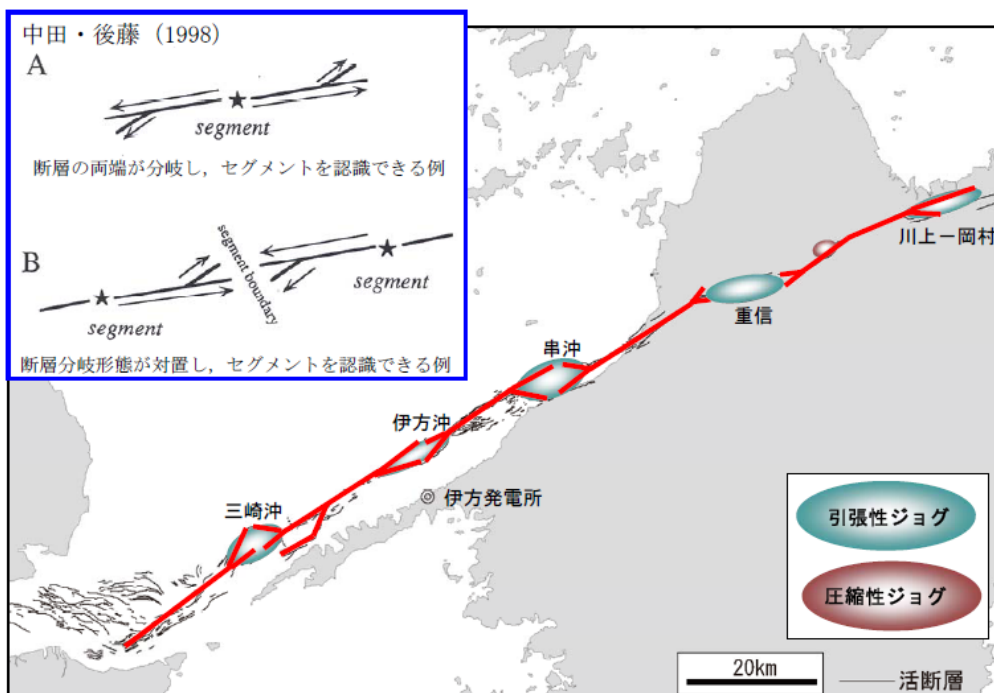
伊方発電所敷地前面海域の断層の地震動評価において、不確かさの考慮として、大きい方のアスペリティーの位置を発電所の前面としたケースを評価すべきである。

(参考)

- 1 断層による地震動の評価では、地質調査結果等に基づいて、断層の位置や大きさを設定するとともに、地震調査研究推進本部の「震源断層を特定した地震の強震動予測手法」(レシピ)にしたがって、断層面の中でも特に強い揺れを発する「アスペリティー」の位置、数、大きさ等を設定し、さらに、これらのパラメータをもとに、断層面を細かく区切った各区画からの揺れを評価、合成して地震動を予測している。
- 2 今回の四国電力の報告書の敷地前面海域の断層評価においては、地質調査等により、伊方発電所の前面域海域に「ジョグ」(断層が分岐や屈曲等していて、断層の境目とみられる箇所)が認められ、アスペリティーは存在しないと考えられることから、敷地前面にはアスペリティーを置かず、敷地前面の両側にアスペリティーを設定して、地震動評価を行っている。(下図)
- 3 しかしながら、これまでの技術専門部会での審議において、「不確かさの考慮として、安全側に、発電所に最も近い位置に大きい方のアスペリティーがあるとしたケースも評価すべき」との意見があったことから、今回その追加評価を要請したもの。



発電所の前面にアスペリティーを置いていない



(技術専門部会 四国電力提出資料)